

四日市市上下水道局告示第 31 号

四日市市公共下水道排水設備工事指定業者規程（平成17年四日市市上下水道局管理規程第6号）第11条の規定により、四日市市公共下水道排水設備工事指定業者としての指定を停止するので、同規程第15条第1項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 29 年 6 月 5 日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 指定停止業者

商号または名称

株式会社ケイズ設備

主たる事務所の所在地

鈴鹿市国分町167番地の8

代表者

代表取締役 川崎俊哉

指定番号

指定第 195 号

2 指定の停止期間

平成 29 年 6 月 7 日から平成 29 年 7 月 6 日まで

（上下水道局管理部生活排水課）